

日本の政治 2 (国会)

1. 民主政治での国民が直接政治に参加する制度を、() 制といいます。
2. 日本国憲法は、国会は国権の機関であり、国の唯一の () 機関であると定めています。
3. 日本の国会は、() 院と () 院の () 制を採用しています。
4. 二院制の長所は () に審議しんぎができることですが、短所は審議に () ことです。
5. 衆議院議員の任期にんきは () 年で、任期中の () によってその地位を失うことがあります。
6. 衆議院議員の被選挙権ひせんきょけんは満 () 歳以上、参議院の被選挙権は満 () 歳以上です。
7. 参議院議員の任期は () 年で、() 年ごとに半数が改選かいせんされることになっています。
8. 衆議院は () 区と、() で選挙が行われます。
9. 参議院の選挙区選挙は全国の各都道府県を一つの選挙区としています。() は全国が一つです。
10. 毎年1月に開くことになっている国会は () 国会といわれ、次年度の () を中心に審議します。

11.衆議院の総選挙のあと（ ）日以内に開かれる国会を（ ）国会とといいます。

12.特別国会では、（ ）の指名が行われます。

13.内閣が必要と認めたとき、どちらかの議院の総議員の（ ）以上の要求があったときに、開かれる国会は（ ）国会です。

14.衆議院が解散中に、内閣が必要とみとめて参議院だけを召集しょうしゅうするものを（ ）とといいます。

15.国会では委員会制を採用していますが、委員会には（ ）委員会と（ ）委員会があります。

16.国会へ法律案を提出できるのは（ ）と（ ）です。

17.本会議は総議員の（ ）以上の出席で成立します。これを（ ）とといいます。

18.本会議では出席議員の（ ）で議決されます。

19.予算や重要法案を審議する場合に開かれる、専門家の意見を聞く会を（ ）とといいます。

20.衆議院と参議院の議決が異なった場合に開かれ意見の調整を行う会を（ ）とといいます。

21.両院の議決が異なった場合、最終的に衆議院の議決を国会の議決とすることを（ ）とといいます。

22.法律案の議決で両院の議決が異なった場合、衆議院の（ ）以上の再議決で法律案は成立します

23. 予算の議決で両院の議決が異なった場合、() の議決が国会の議決になります。

24. 国会は、() の中から内閣総理大臣を指名します

25. 内閣不信任案が衆議院で可決された場合、内閣は() するか 30 日以内に衆議院を() します。

26. 衆議院の解散が行われた場合は、解散の日から() 日以内に総選挙を行います。

27. 条約を結ぶのは() の仕事ですが、それを承認するかしないかを決めるのは() の仕事です。

28. 憲法改正は各議院の総議員の() 以上の賛成で^{はつぎ}発議され、国民投票の() の賛成で成立します。

29. 重大なあやまちをおかした裁判官を国会議員がさばくことを() 裁判といいます。

30. 国の政治がどのように行われているか証人などをよんで調べる国会の権限を() といいます。

解答

1. 民主政治での国民が直接政治に参加する制度を、(直接民主)制といいます。
2. 日本国憲法は、国会は国権の機関であり、国の唯一の(立法)機関であると定めています。
3. 日本の国会は、(衆議)院と(参議)院の(二院)制を採用しています。
4. 二院制の長所は(慎重)に審議しんぎができることですが、短所は審議に(時間)がかかりすぎる)ことです。
5. 衆議院議員の任期にんきは(4)年で、任期中の(解散)かいさんによってその地位を失うことがあります。
6. 衆議院議員の被選挙権ひせんきょけんは満(25)歳以上、参議院の被選挙権は満(30)歳以上です。
7. 参議院議員の任期は(6)年で、(3)年ごとに半数が改選かいせんされることになっています。
8. 衆議院は(小選挙)区と、(比例代表)で選挙が行われます。
9. 参議院の選挙区選挙は全国の各都道府県を一つの選挙区としています。(比例代表)は全国が一つです。
10. 毎年1月に開くことになっている国会は(通常)国会といわれ、次年度の(予算)を中心に審議します。

11.衆議院の総選挙のあと（30）日以内に開かれる国会を（特別）国会とといいます。

12.特別国会では、（内閣総理大臣）の指名が行われます。

13.内閣が必要と認めたとき、どちらかの議院の総議員の（4分の1）以上の要求があったときに、開かれる国会は（臨時）国会です。

14.衆議院が解散中に、内閣が必要とみとめて参議院だけを召集^{しょうしゅう}するものを（緊急集会）とといいます。

15.国会では委員会制を採用していますが、委員会には（常任）委員会と（特別）委員会があります。

16.国会へ法律案を提出できるのは（内閣）と（国会議員）です。

17.本会議は総議員の（3分の1）以上の出席で成立します。これを定足数^{ていそくすう}とといいます。

18.本会議では出席議員の過半数^{かはんすう}で議決されます。

19.予算や重要法案を審議する場合に開かれる、専門家の意見を聞く会を公聴会^{こうちょうかい}とといいます。

20.衆議院と参議院の議決が異なった場合に開かれ意見の調整を行う会を両院協議会^{りょういんきょうぎかい}とといいます。

21.両院の議決が異なった場合、最終的に衆議院の議決を国会の議決とすることを（衆議院の優越^{ゆうえつ}）とといいます。

22.法律案の議決で両院の議決が異なった場合、衆議院の（3分の2）以上の再議決で法律案は成立します

23. 予算の議決で両院の議決が異なった場合、(衆議院) の議決が国会の議決になります。

24. 国会は、(国会議員) の中から内閣総理大臣を指名します

25. 内閣不信任案が衆議院で可決された場合、内閣は(総辞職) するか 30 日以内に衆議院を(解散) します。

26. 衆議院の解散が行われた場合は、解散の日から(40) 日以内に総選挙を行います。

27. 条約を結ぶのは(内閣) の仕事ですが、それを承認するかしないかを決めるのは(国会) の仕事です。

28. 憲法改正は各議院の総議員の(3分の2) 以上の賛成で^{はつぎ}発議され、国民投票の(過半数) の賛成で成立します。

29. 重大なあやまちをおかした裁判官を国会議員がさばくことを(弾劾)^{だんがい} 裁判といいます。

30. 国の政治がどのように行われているか証人などをよんで調べる国会の権限を(国政調査権)^{こくせいちょうさけん} といいます。